

平成30年北海道胆振東部地震に伴う被災地域からの学生の受入れ等について

東京都立産業技術高等専門学校は、平成30年9月6日に北海道胆振地方中東部で発生した地震（以下「平成30年北海道胆振東部地震」という。）により被災した高等専門学校の学生を、下記により受け入れることとしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる学生等

(1) 対象学生

次のア及びイに該当する学生

ア	平成30年9月6日時点で、平成30年北海道胆振東部地震による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより在籍する高等専門学校への通学が困難となった学生
イ	原則として、保護者とともに東京都内及び東京都近郊の県内（以下「都内等」という。）に転居することが確実な学生（保護者のどちらか一方と転居する場合又は都内等に身元引受人があり、転居して身元引受人と同居する場合を含む。）

(2) 書類による確認等

原則として、次の証明書等により応募資格の確認を行う。

ア	上記(1)の「ア」関係 平成30年北海道胆振東部地震による災害救助法適用地域に住所を有していることを証明できる書類（罹災証明書、在籍する高等専門学校の学生証等。原本及び写し）
イ	上記(1)の「イ」関係 転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書及び身元引受人の住民票記載事項証明書）

2 受入れの時期

平成30年度中随時

3 面接等の実施

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、面接等必要な検査を実施し、受入れを決定する。

4 入学考査料等の取扱い

公立大学法人首都大学東京の授業料その他の料金を定める規則（平成17年法人規則第43号）第9条等に基づき、入学考査料及び入学料は免除する。

5 転学の相談受付（月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）

東京都立産業技術高等専門学校 高専品川キャンパス管理課 教務学生係
電話 03-3471-6331 FAX 03-3471-6338

6 その他

本校における受入れコースについては、学生、保護者等と相談の上、決定する。

【問合せ先】

東京都立産業技術高等専門学校
電話：03-3471-6331